

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

武蔵野都市計画道路 3・5・9号水吐桜堤線

2 理 由

武蔵野都市計画道路3・5・9号水吐桜堤線（以下「水吐桜堤線」という。）は、武蔵野市境四丁目を起点とし、武蔵野市境五丁目を終点とする、延長約1キロメートルの路線である。

水吐桜堤線のうち、武蔵野市境四丁目に位置する交差点については、交差点付近の単路部は既に整備が完了しているが、交差点の隅切りについては一部未整備となっている。

当該隅切りについて、現在の都道における道路構造の技術的基準に関する条例（平成24年東京都条例第147号）（以下「道路構造条例」という。）等を踏まえて検証を行った。

当該隅切りについては、道路構造条例等に定める隅切り長を満たしていることが確認されたため、現道へ合わせる計画の変更（隅切りの縮小）を行う。

このため、水吐桜堤線のうち、本交差点の隅切りの一部区域を変更する。この変更に合わせて水吐桜堤線の全線で車線数を2車線に決定する。